

南国市地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例施行規則を次のように定める。

平成23年7月6日

南国市長 橋詰 壽人

南国市規則第16号

南国市地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南国市地域情報通信基盤整備事業分担金の徴収に関する条例（平成23年南国市条例第14号。以下「分担金条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、分担金条例において使用する用語の例による。

(申請)

第3条 南国市地域情報通信基盤整備事業の区域内において、南国市がサービス事業者として定めた通信事業者が提供する光通信サービス（以下「本サービス」という。）に加入しようとする者又は現に加入している者で当該設備を移設しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、南国市光通信設備利用（変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(許可)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その適否を決定し、その結果を南国市光通信設備利用（変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(分担金の額の通知)

第5条 分担金条例第5条第2項の規定による分担金の額等の通知は、南国市地域情報通信基盤整備事業分担金決定通知書（様式第3号）によるものとする。

(分担金の納付)

第6条 前条の通知を受けた申請者は、所定の納付書により分担金を納付しなけれ

ばならない。

(分担金の減免)

第 7 条 分担金条例第 6 条の規定による分担金の減免を受けようとする者は、南国市地域情報通信基盤整備事業分担金減額・免除申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その適否及び減免額を決定し、南国市地域情報通信基盤整備事業分担金減額・免除決定通知書(様式第 5 号)により当該申請者に通知するものとする。

3 分担金の減免の決定を受けた者は、分担金の納付期日までに減免の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を市長に申し出なければならない。

(減免の取消)

第 8 条 市長は、前条第 2 項に規定する分担金の減免の決定を取り消すときは、南国市地域情報通信基盤整備事業分担金減額・免除取消通知書(様式第 6 号)により申請者に通知するものとする。

(工事の実施)

第 9 条 市長は、第 6 条の規定による分担金の納付を確認したときは、速やかに工事を実施するものとする。

(サービスの利用)

第 10 条 第 4 条に規定する利用の決定の通知を受けた申請者は、引込工事が完了した日から 3 月以内に本サービスの利用を開始しなければならない。

2 市長は、申請者が引込工事が完了した日から 3 月以内に本サービスの利用を開始しない場合は、当該工事で設置した設備を撤去するものとする。この場合において、設備の設置及び撤去に要した費用は、申請者が負担するものとする。

(加入者の変更)

第 11 条 本サービスの設備の加入者に変更があるときは、現在の加入者又は新しい加入者は、変更の事由が生じた日から 1 月以内に、南国市光通信設備加入者変更届(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届の提出があったときは、その適否を南国市光通信設備加入者変更承認通知書(様式第 8 号)により、当該届けをした者に通知するものとする。

(利用の廃止)

第12条 本サービスに加入している者は、当該サービスの利用を廃止しようとするときは、南国市光通信設備廃止申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（機器の貸与）

第13条 南国市は、本サービスの加入者に対してドロップケーブル及び光成端箱を無償で貸与するものとする。

2 本サービスの加入者は、貸与されたドロップケーブル及び光成端箱について、善良な管理者の注意義務をもって管理を行わなければならない。

（維持管理）

第14条 南国市が所有し、維持管理を行う本サービスの設備は、前条第1項の光成端箱までとする。

（障害対応）

第15条 市長は、前条に規定する設備に障害が発生した場合は、直ちに調査し、その復旧に必要な措置を講じるものとする。

（業務の中断）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスを中断することができる。

(1) 光ファイバー網の保守点検、修理、検査等を行う場合

(2) 天災等の不可抗力による事由又は不測の事項等のやむを得ない事由により、事業が継続できない場合

(3) 公益上の理由から事業を中断せざるを得ない場合

（免責事項）

第17条 市長は、前条に規定する事由により本サービスの中断があった場合において、当該サービスの中断により生じる損害について賠償の責を負わないものとする。

（禁止事項）

第18条 申請者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 南国市光通信設備利用（変更）申請書に記載した建物又は居住空間の範囲を超えて光成端箱を利用すること。

(2) 他の者に光成端箱を貸与し、若しくは譲渡して利用させること。

（損害の賠償）

第 19 条 故意又は過失により幹線ケーブル、ドロップケーブル及び光成端箱に損害を与えた者は、原状回復に要する費用及びこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、分担金条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。